

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会議事運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業施行規程（平成19年条例第22号）第9条に規定する和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）の議事運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び会長代理)

第2条 審議会に、会長及び会長代理を置く。

- 2 会長及び会長代理は、委員の互選により定めるものとする。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）の招集の通知は、文書をもって行う。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(委員の参集)

第4条 前条の通知を受けた委員は、指定された日時に指定された場所に参集するものとする。

- 2 委員は、会議に出席することができないとき又は開会時刻に遅れて出席するときは、その旨をあらかじめ会長に届け出なければならない。

(委員の議席)

第5条 委員の議席は、最初の会議において抽選により定めるものとする。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができます。

- 2 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関する事項は、市長が別に定める。

(委員の退席)

第7条 委員は、会議中退席しようとするときは、その事由を告げて会長の許可を得なければならない。

2 会長は、会議中に定足数を欠くおそれがあると認めるときは、委員の退席を禁じることができる。

(議事の整理)

第8条 会長は、会議の開会及び閉会を宣言し、会議の順序を定め、議事を整理する。

2 会長は、開会時刻後相当の時間を経過しても出席委員数が定足数に達しないときは、流会を宣言する。

3 会長は、会議中に定足数を欠くに至ったときは、休憩又は流会を宣言する。

4 委員は、会長の許可を得なければ発言することができない。

5 会長は、議事を整理するため必要があると認めたときは、委員の発言を止め、議事を中止し、又はその順序を変更することができる。

(採決の宣言)

第9条 会長は、採決しようとするときは、その旨を宣言する。

(採決の方法)

第10条 議案の採決は、原則として挙手により行う。

(市職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じ、市職員その他特に必要と認める者を会議に出席させ、議案についての説明又は意見を求めることができる。

(議事録の作成)

第12条 会長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会議の開会及び閉会に関する事項及びその日時
- (2) 委員の出欠に関する事項及びその氏名
- (3) 会議の中途で出席し、又は退席した委員の氏名及びその時間
- (4) 委員以外の出席者の氏名
- (5) 会議に付した議案名及びその採決に関する事項

(6) 議事の内容その他会長が必要と認める事項

- 3 議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名押印するものとする。
- 4 公開された会議の議事録は、閲覧に供することができる。
- 5 議事録は、市長が保管する。

(委員の辞任)

第13条 委員は、辞任しようとするときは、あらかじめ審議会の承認を得なければならない。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、駅北口土地区画整理事業事務所において処理する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。